

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「新分析棟空気吸引装置分解点検整備」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015

所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階

機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター

担 当 部 署: 総務部 契約課

フリガナ: サカイ ノリカズ

担当 者 名: 酒井 紀和

電 話 番 号: 03-5816-7765

F A X: 03-3834-5265

M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意思確認書の提出期限

2025年 9月10日(水) 午後4時まで

公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)

なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北・関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。

審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。

応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 8月22日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

資格要件確認書						
契約番号	212-437		請求元課室	安全施設課		
契約件名	新分析棟空気吸引装置分解点検整備		購買区分	A ・ B		
参加者名			評価の有無	(有) ・ 無(下記の通り)		
評価項目		確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・管理体制等	1.1 業務の実施体制	①業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	- 空気吸引装置の分解点検整備作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料 - 電気取扱(低圧)特別教育を修了した者であることを証明する資料			請求元 課室長
		②必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元 課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	①受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書又はISO9001 登録証(付属書含む)の写し			請求元 課室長
		②情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				請求元 課室長
	1.3 コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元 課室長
		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元 課室長
	2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	空気吸引装置の分解点検整備作業に3年以上従事した経験者であること。(2名以上)	空気吸引装置の分解点検整備作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料		
電気取扱(低圧)特別教育を修了した者であること。(1名以上)			電気取扱(低圧)特別教育を修了した者であることを証明する資料			請求元 課室長
2.2 技術設備の確認		性能検査で使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元 課室長
2.3 物品性能の確認						請求元 課室長
2.4 物品の実績の確認						請求元 課室長
2.5						請求元 課室長

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買部
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等		体制	数及び人員(業務遂行に必 要な資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
		※タイトル行(太線内)は変更しないでください。					
		本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。					
			開発を含む)が確立している こと。	QMS体制図			
			② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	情報セキュリティ体制			
			複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。				
2 技術確認事項		2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書		
		2.2 技術設備の 確認					
		2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)		
		2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表		
		例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。					

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2025年8月22日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「新分析棟空気吸引装置分解点検整備」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

新分析棟空気吸引装置分解点検整備
仕様書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 対象機器及び作業範囲等	1
5.1 対象機器	1
5.2 作業範囲	1
5.3 作業内容	2
5.4 契約外作業等の取扱い	4
6. 作業に必要な資格等	4
7. 支給品及び貸与品	4
7.1 支給品	4
7.2 貸与品	4
8. 提出書類	5
9. 検収条件	5
10. 契約不適合責任	5
11. 適用法規・規程等	5
12. 特記事項	6

1. 件名

新分析棟空気吸引装置分解点検整備

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の新分析棟で使用している空気吸引装置の機能維持を目的とした点検及び整備を受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53
東海センター内指定場所

4. 納期

2026 年 2 月 27 日

作業実施日については東海センター安全施設課と調整のうえ、行うものとする。

5. 対象機器及び作業範囲等

5.1 対象機器

対象機器	型式	数量	メーカー
空気吸引装置	GC4-B80	2 台	朝日機工株式会社製

5.2 作業範囲

- (1) 交換部品の調達
- (2) 分解整備作業
- (3) 性能検査
- (4) 提出書類の作成及び提出
- (5) 作業で発生した廃棄物の処分

5.3 作業内容

(1) 交換部品の調達

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器について、以下に示す交換部品を調達すること。なお、交換部品は相当品可とする。また、その他必要なものは受注者で用意すること。

交換部品	型番	数量	メーカー
ベアリング※1	5306	2 個	朝日機工 株式会社製
ベアリング※1	NU2306	1 個	
ベアリング※1	NU306	2 個	
オイルシール※1	SB1-456812	12 個	
オイルシール※1	SM-456812	3 個	
オイルシール※1	SM-40559	2 個	
O リング※1	G300	2 個	
O リング※1	AS568-#247	2 個	
O リング※1	G115	1 個	
O リング※1	G105	2 個	
O リング※1	G30	8 個	
スリーブ※1		4 個	
オイルゲージ	1B	2 個	
ディスタンスピース※1		1 個	
スリング※1		2 個	
V ベルト	B-73 (RED)	8 本	
モーター用ベアリング※1	6308ZZ	1 個	
モーター用ベアリング※1	6207ZZ	1 個	
ガスケット	t 1.5-280-409	2 個	CKD 株式会社
セレックスバルブ (パイロット式/5 ポート弁)	4F210-08-NC-AC100V	2 個	
グリース	スタミナ RL-2	1 式	出光興産 株式会社製
オイル	ISO VG150	1 式	

※1：2 台のうち、安全施設課が別途指示する 1 台のみ交換を実施すること。

(2) 分解整備作業

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器について、「5.3(1)交換部品の調達」に示す部品の調達後、製品仕様、員数、外観等を確認のうえ、分解整備作業として、対象機器の分解、洗浄、部品の交換、組立て、調整、試運転を行うものとし、これらの作業時は、対象機器の各構成部品について劣化の状態及び異常の有無を確認すること。また、作業状態が確認できるよう作業写真を撮影し、東海センター安全施設課の確認を得た後、作業報告書に添付し、報告すること。

(3) 性能検査

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器について、分解整備作業終了後、以下の性能検査を行い正常に作動することを確認すること。なお、性能検査で使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。また、検査実施後、対象機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。

1) 絶縁抵抗の測定

電源投入前に絶縁抵抗計 (DC500V) にて電源端子と接地間の絶縁抵抗の測定を行い、絶縁抵抗が $5M\Omega$ 以上であること。

2) 運転状態の確認

空気吸引装置を起動し、連続運転状態にて異常音、異常振動がないこと。

3) 電流値、回転数の測定

連続運転状態で電流値を動力制御盤設置の電流計で確認し、定格電流値 (29.6A) 以内であること。また、回転数を回転計で測定し、定格回転数 (A 号機: $1710\text{min}^{-1} \pm 5\%$ 、B 号機: $1734\text{min}^{-1} \pm 5\%$) 以内であること。

4) 振動測定

振動測定器にて定格風量の運転状態で、以下の箇所について振動測定を行い、振動が $118\mu\text{m}$ 以内であること。

① 空気吸引装置本体部：プーリー側、プーリー側軸受、歯車側、歯車側軸受

② 電動機部：プーリー側軸受、反プーリー側軸受

5) 温度測定

放射温度計にて運転開始 40 分後に以下の箇所について測定を行い、空気吸引装置本体部及び電動機部の温度が 90°C 以下であること。

① 空気吸引装置本体部：プーリー側軸受、歯車側軸受、ギヤケース、吹出口、吸込口

② 電動機部：プーリー側軸受、反プーリー側軸受

(4) 提出書類の作成及び提出

受注者は、「8. 提出書類」に示す提出書類の作成及び提出を行うこと。

(5) 作業で発生した廃棄物の処分

本作業に伴い発生した廃棄物については、受注者が適切に処分すること。なお、管理区域内で発生した廃棄物については、東海センター安全施設課が処分する。

5.4 契約外作業等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の作業等が必要であると判断した場合は、東海センター安全施設課と協議しその決定に従うこと。

6. 作業に必要な資格等

- (1) 空気吸引装置の分解点検整備作業に3年以上従事した経験者であること。(2名以上)
- (2) 電気取扱(低圧)特別教育を修了した者であること。(1名以上)

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

- (1) 品 名：電気
- (2) 数 量：作業に必要な量
- (3) 支給場所：新分析棟排気機械室及びサンプラ室
- (4) 支給時期：本作業実施時間内
- (5) 支給方式：東海センター安全施設課立会いのもと、無償にて支給する。但し、支給場所から使用場所までの電源ケーブル等の資機材は、受注者の負担とする。

7.2 貸与品

- (1) 品 名：放射線防護具、個人線量計
- (2) 数 量：必要数
- (3) 引渡場所：東海センター安全施設課居室又は新分析棟管理区域更衣室
- (4) 引渡時期：本作業実施前
- (5) 引渡方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償で貸与する。なお、受注者は、貸与期間中は適切な管理を行い、受注者の責任による損傷等が生じた場合は、これらを弁償するものとする。

8. 提出書類

書 類 名	提 出 時 期	部数
作業員名簿※ ²	作業開始 2 週間前まで	1 部
作業工程表	〃	1 部
組織体制※ ³	〃	1 部
品質保証計画書又は ISO9001 登録証（付属書含む）の写し	〃	1 部
計測機器の校正証明書※ ⁴	〃	1 部
作業要領書※ ⁵	〃	1 部
議事録	協議実施後速やかに	1 部
作業報告書※ ⁶	作業終了後 2 週間以内	1 部

※²：「6. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。また、資格の免状の写しを添付すること。

※³：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※⁴：公的機関の発行する校正証明書又は校正の体系が確認できる書類であること。

※⁵：作業要領書には作業手順を含めること。

※⁶：作業報告書には点検結果の所見を記載し、作業写真を添付すること。

（提出場所）東海センター安全施設課

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認及び実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から 1 年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から 5 年を経過した場合もしくは検収後 10 年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 東海センター核燃料物質使用施設等保安規定
- (4) その他関係法令、規格、基準等

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「11. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は本作業の実施にあたって、東海センター安全施設課の指示に従うものとする。また、火災、人的災害等の災害の発生防止に関し万全を期すこと。
- (4) 東海センター内の作業は原則として東海センターの就業時間内とし、緊急を要する作業で就業時間外に実施する必要がある場合は、予め東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (5) 作業中は、設備及び機器等に損傷を与えないように十分に注意すること。万一、損傷が生じた場合は遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従い速やかに原状に復旧すること。
- (6) 受注者の作業において、異常非常事態等が発生した場合、東海センター安全施設課に速やかに通報し東海センター安全施設課の指示に従い応急措置対応を行うこと。
- (7) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、又は無償で提供することはできない。
- (8) 受注者の作業時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (9) 本作業は、管理区域内での作業であるため、放射線業務従事者登録を行い実施すること。放射線業務従事者登録に伴う指定教育及び提出書類については別途指示する。
- (10) 受注者は、電気を使用する器具、工具、延長ケーブル等を東海センター内に持ち込む場合は、事前に点検を実施し、異常がないことが確認されたものを持ち込むこと。また東海センター内で使用する前に東海センター安全施設課の点検を受けて合格したものを使用すること。

以 上